

平成27年第7回飛騨市議会定例会議事日程

平成27年12月16日 午後3時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第120号	飛騨市ライフライン保全対策事業受益者分担金徴収条例について
第3	議案第121号	飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
第4	議案第122号	飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案第123号	飛騨市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案第124号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第7	議案第125号	商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案第126号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第9	議案第127号	指定管理者の指定について（飛騨市立さくら保育園）
第10	議案第128号	指定管理者の指定について（飛騨市障害者自立支援施設憩いの家）
第11	議案第129号	飛騨市公民館条例の一部を改正する条例について
第12	議案第130号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第13	議案第142号	指定管理者の指定について（飛騨市黒内屋内運動場）
第14	議案第143号	指定管理者の指定について（飛騨市友雪館）
第15	議案第131号	飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例について
第16	議案第132号	飛騨市過疎地域自立促進計画について
第17	議案第133号	飛騨市山村振興計画について
第18	議案第134号	指定管理者の指定について（地域交流センター船津座）
第19	議案第135号	指定管理者の指定について（光明苑、松ヶ丘公園斎場）
第20	議案第136号	飛騨市農業委員会に関する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第137号	財産の無償譲渡について（飛騨市地鶏育成施設）
第22	議案第144号	指定管理者の指定について（飛騨古川桃源郷温泉 めく森の湯すぱーふる）
第23	議案第145号	指定管理者の指定について（飛騨市古川総合交流ターミナル施設）
第24	議案第146号	指定管理者の指定について（飛騨市古川ふれあい広場施設）
第25	議案第147号	指定管理者の指定について（なかんじょ川関連）
第26	議案第148号	指定管理者の指定について（飛騨市河合森林総合利用施設）
第27	議案第149号	指定管理者の指定について（飛騨市アスク山王）
第28	議案第150号	指定管理者の指定について（飛騨市やまびこ学園）
第29	議案第151号	指定管理者の指定について（飛騨市河合健康増進施設（ゆうわ〜くはうす））
第30	議案第152号	指定管理者の指定について（飛騨かわいスキー場）
第31	議案第153号	指定管理者の指定について（飛騨市宮川温泉おんり〜湯、飛騨まんがサミットハウス、飛騨市カフェテリア白木ヶ峰、飛騨市アゴラ広場）
第32	議案第154号	指定管理者の指定について（飛騨市ふるさと山荘ナチュールみやがわ）
第33	議案第155号	指定管理者の指定について（飛騨市農林水産物直売・食材供給施設）
第34	議案第156号	指定管理者の指定について（飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデン）
第35	議案第138号	平成27年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）
第36	議案第139号	平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）
第37	議案第140号	平成27年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）
第38	議案第141号	平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第3号）
第39	議案第157号	飛騨市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
第40	議案第158号	飛騨市クリーンセンター復旧工事（プラント設備その2）の請負契約の締結について
第41	発議第5号	飛騨市議会委員会条例の一部を改正する条例について
第42	発議第6号	飛騨市議会政治倫理審査会規程の一部を改正する訓令について

日程番号	議案番号	事 件 名
第43	発議第7号	飛騨市議会広報広聴委員会規程の一部を改正する訓令について
第44	発議第8号	飛騨市議会会議規則の一部を改正する規則について
第45	意見第2号	安全保障関連法案について慎重な運用を求める意見書
第46	意見第3号	T P P 合意内容が国内農業に及ぼす影響の分析開示と万全な国内対策を求める意見書
第47		総務常任委員会調査報告について
第48		産業常任委員会調査報告について

本日の会議に付した事件

第1		
第2	議案第120号	会議録署名議員の指名
第3	議案第121号	飛騨市ライフライン保全対策事業受益者分担金徴収条例について
第4	議案第122号	飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
第5	議案第123号	飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案第124号	飛騨市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案第125号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第8	議案第126号	商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
第9	議案第127号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第10	議案第128号	指定管理者の指定について(飛騨市立さくら保育園)
第11	議案第129号	指定管理者の指定について(飛騨市障害者自立支援施設憩いの家)
第12	議案第130号	飛騨市公民館条例の一部を改正する条例について
第13	議案第142号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第14	議案第143号	指定管理者の指定について(飛騨市黒内屋内運動場)
第15	議案第131号	指定管理者の指定について(飛騨市友雪館)
第16	議案第132号	飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例について
第17	議案第133号	飛騨市過疎地域自立促進計画について
第18	議案第134号	飛騨市山村振興計画について
第19	議案第135号	指定管理者の指定について(地域交流センター船津座)
第20	議案第136号	指定管理者の指定について(光明苑、松ヶ丘公園斎場)
第21	議案第137号	飛騨市農業委員会に関する条例について
第22	議案第144号	財産の無償譲渡について(飛騨市地鶏育成施設)
第23	議案第145号	指定管理者の指定について(飛騨古川桃源郷温泉 めく森の湯すぱーふる)
第24	議案第146号	指定管理者の指定について(飛騨市古川総合交流ターミナル施設)
第25	議案第147号	指定管理者の指定について(飛騨市古川ふれあい広場施設)
第26	議案第148号	指定管理者の指定について(なかんじょ川関連)
第27	議案第149号	指定管理者の指定について(飛騨市河合森林総合利用施設)
第28	議案第150号	指定管理者の指定について(飛騨市アスク山王)
第29	議案第151号	指定管理者の指定について(飛騨市やまびこ学園)
第30	議案第152号	指定管理者の指定について(飛騨市河合健康増進施設(ゆうわ〜くはうす))
第31	議案第153号	指定管理者の指定について(飛騨かわいスキー場)
第32	議案第154号	指定管理者の指定について(飛騨市宮川温泉おんり〜湯、飛騨まんがサミットハウス、飛騨市カフェテリア白木ヶ峰、飛騨市アゴラ広場)
第33	議案第155号	指定管理者の指定について(飛騨市ふるさと山荘ナチュールみやがわ)
第34	議案第156号	指定管理者の指定について(飛騨市農林水産物直売・食材供給施設)
第35	議案第138号	指定管理者の指定について(飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデン)
第36	議案第139号	平成27年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
第37	議案第140号	平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
第38	議案第141号	平成27年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
第39	議案第157号	平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第3号)

第40	議案第158号	飛騨市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
第41	発議第5号	飛騨市クリーンセンター復旧工事(プラント設備その2)の請負契約の締結について
第42	発議第6号	飛騨市議会委員会条例の一部を改正する条例について
第43	発議第7号	飛騨市議会政治倫理審査会規程の一部を改正する訓令について
第44	発議第8号	飛騨市議会広報広聴委員会規程の一部を改正する訓令について
第45	意見第2号	飛騨市議会会議規則の一部を改正する規則について
第46	意見第3号	安全保障関連法案について慎重な運用を求める意見書
第47		TPP合意内容が国内農業に及ぼす影響の分析開示と万全な国内対策を求める意見書
第48		総務常任委員会調査報告について
第49		産業常任委員会調査報告について

○出席議員(15名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田洞	嶋中	清和	安彦
3番	野後	口村	勝和	憲正
4番	欠菅	藤沼	明良	員彦
5番	内森	海下	真	郎次
6番	欠谷	口木	希幸	員子
7番	天葛	谷下	寛博	男徳
8番	山池	田山	寛恵	文一
9番	籠			子
10番				
11番				
12番				
13番				
14番				
15番				
16番				
17番				

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山福	本村	幸重	一博
教育長	野小	倉村	孝久	昭文
代表監査委員	野石	腰上		徳豊
会計管理者	水藤	井澤	雅義	廣昌
総務部長	谷柏	木向	敦雅	子行
財政課長	青沢	之川	孝清	則光
教育委員会事務局長	川			秋
企画商工観光部長				
環境水道部長				
市民福祉部長				
農林部長				
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	東	佐藤
書記	中垣	由香

(開会 午後 3 時 0 0 分)

◆開会

◎議長 (葛谷寛徳)

本日の出席議員は全員であります。本日テレビカメラの撮影を許可しています。それではただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長 (葛谷寛徳)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により 2 番、中嶋国則君、3 番、田中清安君を指名いたします。

この際市長より諸般の報告がありますのでこれを許可いたします。

(「議長」との声あり。) ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長 (葛谷寛徳)

市長、井上久則君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長 (井上久則)

それでは今議会中に皆さまに報告したい事案が発生しましたのでここで諸般の報告として報告させていただきたいと思います。このことにつきましては産業廃棄物最終処分場建設計画についてでございます。

昨日でございますけれども、「すごうテック株式会社」の代表取締役が市役所へお越しをいただきまして、古川町数河地内に計画をされております同計画について再度撤回を申し入れましたところ、私の申し入れを受け入れていただき、事業の中止に同意をされました。その際に、代表から次のように述べられましたので報告をさせていただきます。

「すごうテック株式会社はこれまで法令に従って求められることを進めてまいりました。申請書提出の前に県の手続条例に従って計画する建設ができるか、できないかを確認し、できるということであれば地域の方々に丁寧に説明をし、納得をしていただいたうえで進める所存でありました。しかし、ことし 6 月でございますけれども、県から指示があった事業計画書の「補正について」には、補正が必要な事項が 192 項目ございました。これまでに約 4 年間で費やしてきましたが、今後県からの補正項目を全てクリアし建設にかかるまでにどれくらいの時間と労力が掛かるか分からない現状にあります。こうしたことから総合的に判断した結果、井上市長の申し入れを受け入れ事業を撤回させていただきます。」以上が述べられた概要でございます。

なお、事業計画書の取り下げ申請手続きにつきましては年内に行うということでございますので、この 12 月中には県の方へ取り下げ申請が出される予定となりました。

きょうの議会に報告していいかということと、議会終了後プレスに発表していいかということにつきましても代表者に確認を取っておりますので、このことにつきましては議会終了後プレスに改めて発表させていただくことになっておりますので、報告をさせていただきます。以上でございます。

〔市長 井上久則 着席〕

◆日程第２ 議案第１２０号 飛騨市ライフライン保全対策事業受益者分担金徴収条例について

から

日程第１４ 議案第１４３号 指定管理者の指定について（飛騨市友雪館）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第２、議案第１２０号、飛騨市ライフライン保全対策事業受益者分担金徴収条例についてから、日程第１４、議案第１４３号、指定管理者の指定について（飛騨市友雪館）まで、以上１３案件を会議規則第３５条の規定により一括して議題とします。

これら１３案件については総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。総務常任委員長、前川文博君。

〔総務常任委員長 前川文博 登壇〕

●総務常任委員長（前川文博）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第１２０号から議案第１３０号並びに議案第１４２号、１４３号、合わせて１３案件につきまして、審査の概要ならびに結果について報告をいたします。

去る１２月１１日、午後２時より委員会室で審査を行いました。

議案第１２０号、飛騨市ライフライン保全対策事業受益者分担金徴収条例について申し上げます。

本案は、大雪による倒木によって停電や道路の寸断、集落の孤立などの被害が発生することを未然に防止するため、一般電気事業者より分担金を徴収するため条例を制定するものです。

質疑では、この条例が失効する平成２９年度までの３年間の年度計画と電気事業者の分担するところはどこまでかとの質問があり、答弁では、現在のところ３年計画でそれぞれ２６０万円ずつ計７８０万円を計画している。事業計画については電力会社の要望箇所を優先しているが、市としても水道施設の災害ということで計画の中に水道施設への引き込みを計画しており、電気事業者と調整し認めていただいているとの説明がありました。

また、ＮＴＴのかかわりはないのかとの質問では、現在の県補助金の中ではＮＴＴは該当しないため、市としても考えていないとの答弁がありました。

また、３年間の時限立法についての考え方についての質問では、現在は３年と捉えて

いるが、県の方で見直しをされた場合は対応するとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第１２１号、飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う制定です。

質疑では、市の責務第３条に地域の特性に応じた施策とあるが、飛騨市ではどんな施策があるかとの質問では、学齢児童生徒就学奨励金給与規則による就学援助費の支給に関する事務および特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務が飛騨市独自で行っている施策であるとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で、原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第１２２号、飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、条例の根拠となる法律の条項番号を改めるものです。

質疑では、規則だったものが条例になるという説明があったが、給料表の改正があった場合は、条例改正が出てくるとのことかとの質問があり、答弁では、今まで、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則であったものが条例で制定されるということで、改正があった場合は、改正条例が出てくるとの説明がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第１２３号、飛騨市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部が施行されたことに伴う改定です。

質疑、自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第１２４号、飛騨市税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、地方税法の改正に伴う改正です。主な内容は、市たばこ税の特例税率の段階的廃止、徴収の猶予基準の改正、マイナンバー制度による様式の変更です。

質疑では、災害とか病気などという場合に、その時その時市長が認めれば猶予しますよというものなのか、あるいは要綱とか規程などで詳しく定めていくものなのかとの質問があり、答弁では、国から詳細の資料が出ており、県を含めて今研究を行っている途

中で、その中で情報交換をしながら基準を詰めている最中であるとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第１２５号、商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法の改正により、当該条例の失効期限を延長するものです。

質疑、自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第１２６号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について、申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、介護保険条例において、保険料の徴収猶予及び減免に関する申請書記載要件を定めている規定に、新たに個人番号の記載要件を追加するものです。

質疑では、本人の意思でマイナンバーカードを取得しないという場合には、こういう措置の場合には何が変わってくるのかとの質問に、マイナンバーの申請書類を出すことについては申請者の判断で、未記載であっても行政は受理をはねることはできないので、そういった申請書は受理する。受理した後、住基の方から番号を取得するという手段が認められているので、番号は内部記載し処理を進めるとの答弁がありました。

それによって差別を受けることはないかとの質問では、窓口での差別はないとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第１２７号、指定管理者の指定（飛騨市立さくら保育園）について申し上げます。

本案は、さくら保育園の指定管理者に社会福祉法人飛騨古川を指定するものです。

質疑では、非公募とした決定的な根拠はなにかとの質問に、前回は公募し、３年間の実績を踏まえ、今回は非公募とした。また、市は指定管理者制度のガイドラインを設けており、この中で今までの期間内の福祉のサービスが安定的に図られて、市としてそれを評価し、これを継続して同一の指定管理者に任せてもいいということを判断し、ガイドラインに沿ったかたちで非公募としたとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第１２８号、指定管理者の指定（飛騨市障害者自立支援施設憩いの家）について申し上げます。

本案は、障害者自立支援施設憩いの家の指定管理者に社会福祉法人吉城福祉会を指定

するものです。

次に、議案第１２９号、飛騨市公民館条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、宮川町公民館の供用開始に伴い、施設の位置を改正し、施設の使用料を使用料徴収条例に位置づけるものです。

次に、議案第１３０号、飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴う改正です。

議案第１２８号、１２９号、１３０号については、質疑、自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第１４２号、指定管理者の指定（飛騨市黒内屋内運動場）および議案第１４３号指定管理者の指定（飛騨市友雪館）について申し上げます。

これら２案件は一括議題とし、審査を行いました。

質疑では、既存３社の株主の対応について質問があり、旧３社は来年４月１日で事業を譲渡されるので、それ以降、株主総会で解散の決議がなされ、具体的に清算手続きに入る。最終的に残ったお金を既存の株主に等分に配分し、清算終了ということになるとの答弁がありました。

今回、個人株式は行わないとの説明があったが、一般的に会社を起こすときは、取締役は株を持ってみえるが、そのあたりどうかとの質問に、第３セクターの会社設立にあたり、いろいろ考え方はあって、必ずしも代表者の方が株を取得するということでは無いと理解しているとの答弁がありました。

また、市の株式は、何年をめどにどれだけ減らしていく計画なのかとの質問では、２億円のうち６，０００万円を目標に定めており、このうち何割かは購入していただけていると思っているとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で、原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 前川文博 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論に入りますが、議案第１２０

号から議案第130号、ならびに議案第142号および議案第143号の以上13案件については討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより採決を行います。

これら13案件について委員長報告は可決であります。これら13案件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。

よって、これら13案件は、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第15 議案第131号 飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例について
から

日程第34 議案第156号 指定管理者の指定について(飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデン)

◎議長(葛谷寛徳)

日程第15、議案第131号、飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例についてから、日程第34、議案第156号、指定管理者の指定について(飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデン)まで、以上20案件を会議規則第35条の規定により一括して議題とします。

これら20案件については、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過、および結果の報告を求めます。

[産業常任委員長 森下真次 登壇]

●産業常任委員長(森下真次)

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第131号から議案第137号ならびに議案第144号から議案第156号までの計20案件につきまして、審査の概要、ならびに結果について報告をいたします。

去る12月11日、午前10時より委員会室で審査を行いました。

議案第131号、飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、中小企業信用保険法の改正に伴う改正です。

NPO法人の数については、古川町5、河合町1、神岡町3、合わせて9団体との答弁がありました。

また、NPO法人に低金利で貸付ができなくなる理由については、今回の法改正によって、今まで対象となっていなかったNPO法人が対象とされた一方で、小口零細企業保障制度において対象としないことになったため、それに沿って条例を改正するものであるとの答弁がありました。

窓口に関する質問では、各金融機関が窓口となり、審査機関は市にあるとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で、原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第132号、飛騨市過疎地域自立促進計画について申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法の執行期間が平成33年3月31日まで延長されたことに伴い、飛騨市でも新たに計画を策定するものです。

質疑では、計画は大変多岐にわたっているが、5年間延長で何が変わったのか、また、市民への説明はあるのかとの質問に対し、大きなところは期間の延長であり、直近の改正では、過疎対策事業債の対象となる案件が追加されたことが大きい。計画については、毎年見直して、しっかり事業の内容を盛り込むようにしている。なお、市民の皆様への説明は考えていないとの答弁がありました。

来年、国勢調査の結果が出るが、それによって変更はされるのかとの質問では、今年の国勢調査をどう受けるかについては、まだ議論されているとは承知していない。との答弁がありました。

その他、市民と行政の自立の目標や今年度の過疎債の状況、水産業の振興等についての質問がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で、原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第133号、飛騨市山村振興計画について申し上げます。

本案は、山村振興法有効期限の10年間延長にあわせ、今後10年間について山村振興計画を策定するものです。

質疑では、介護サービスの確保を促進して住民の福祉向上を図るという項目が付け加わったが、その意味と山村振興法の目的としているのは何かとの質問があり、山村の状況は、人口減少・高齢化により耕作放棄地の拡大や林業生産活動の停滞が続く中で、山村地域は国土保全、水源涵養、自然環境の保全あるいは文化の伝承などいろいろな機能を担う必要がある。そうした中で、福祉に関することもしっかり入れ、山村の人口減少・定住促進を含め、一体となって山村振興を図りたいというのが目的と理解しているとの答弁がありました。

過疎計画で行うのか、山村振興計画で行うのか、利用はどのように考えているのかとの質問では、山村振興計画は地域の活性化に資するような取り組みに対するソフト事業が中心になっている。大きなハード事業になると過疎債を使用することになる。

また、過疎債を使うにしても、国県の補助金の裏としてあててることを考えているので、事業そのものは別立ての補助金を探しながら過疎債を使用していくことが基本的である。との答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で、原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第134号、指定管理者の指定（地域交流センター船津座）について申し

上げます。

本案は、地域交流センター船津座の指定管理者にH I P有限会社を指定するものです。

質疑では、指定管理施設総数と指定管理料総額について質問があり、49施設、5億5,000万円を当初予算に計上しているとの答弁がありました。

また、指定管理者の社長の月額報酬の差が大きいことに対する質問では、9月一般質問を受け検討し、社長さんの報酬の算定については一元化して金額を定めた。ただし、実際運用されるのは会社であるので、指定管理の算定金額はそのとおりにするが、実際いくらの給料を払うかについては、各会社の裁量権のことなので、そこまで踏み込まないことを決めたとの答弁がありました。

また、指定管理の金銭的な成果についての質問では、観光商工26施設について抜本改革に取り組んでおり、指定管理料ベースで考えると、平成25年度時点で約2億4,000万円を、平成30年度には1億7,000万円を削減していきたいと考えている。船津座では、平成26年度実績で2,560万円余りに対して、平成28年度の上限額は、2,010万円、平成30年度は229万7,000円の計画であるとの答弁があり、その他売上高や稼働率等についての質問がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で、原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第135号、指定管理者の指定（光明苑、松ヶ丘公園斎場）について申し上げます。

本案は、光明苑、松ヶ丘公園斎場の指定管理者に株式会社神和（こうわ）を指定するものです。

質疑では、指定管理者となる方の経験に関する質問があり、現在も両施設の業務委託を行っているとの答弁がありました。

また、資格要件としてボイラーの資格は必要ないかとの質問では、本施設はボイラー資格を要しないとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で、原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第136号、飛騨市農業委員会に関する条例について申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴う条例制定です。

飛騨市の農家数は1,876戸、農地面積は1,440haであることから、農業委員定数は、改正農業委員会法による上限の19名に。また、農地利用最適化推進委員は、区域内の農地面積100haで1人の割合で配置できることから、15名の定数となるとの説明がありました。

質疑では、現在農業委員28名が改正後は農業委員19名と推進委員15名合わせて34名の体制になることから、農業行政を推進していく上で強化されると解釈して良いかとの質問があり、答弁では、今回の改正は、議会の同意を要件として市長の任命制と

することを第1としている。農業委員19名と最適化推進委員15名は上限であり、これ以内という形になると思うが、今後、農業委員や最適化委員また改良組合長さんを含めて、農業行政にがんばっていききたいとの答弁がありました。

また、農業委員と農地利用最適化推進委員はどのように行動するのかとの質問に、国が示しているのは、農業委員は農地転用等の許可申請事務がメインであり、農地利用最適化推進委員は主に現場で農業者の意見を聞き、指導を行うとしている。しかし、県は農業委員と最適化推進委員とを区別するようなやり方では連携ができていけないため、同じ立場の委員として進めていただきたいとの考えであり、市ではお互いに連携をしながら現在のような体制で農地に関する適正化を守っていただくよう考えているとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で、原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第137号、財産の無償譲渡（飛騨市地鶏育成施設）について申し上げます。

本案は、障がい者雇用と安定的な飛騨地鶏生産を行う計画の社会福祉法人めひの野園に、飛騨市地鶏育成施設を無償譲渡するものです。

質疑では、備品の評価額と備品に重機は含まれているかとの質問があり、備品の残存価格は育雛器（いくすうき）が10万円ほど残っているだけ、重機は相手法人のものであるとの答弁がありました。

現況については、年間約1万羽を生産し、売り上げは1,300万から1,500万円程度、また、障がい者の利用は現在、13名の方が通っており、養鶏の手伝い以外に縫製の作業も行っているとの説明がありました。

めひの野園の理事長は障害者のセンターをつくるビジョンをもってみえるが、どのように土地を活かされていくのかとの質問では、めひの野園は、当初、B型事業所構想があり、市としても県と打ち合わせをしながら進めてきたが、20人の利用者確保や県内でも建物の補助金要望が多く、いつ補助対象になるかわからないという問題がある。今回、小規模作業所でスタートされるが、将来的にはB型事業所、生活介護も行っていきたいという希望を伺っているとの答弁がありました。

また、この場所には田畑や林道など奥に通じる道があり、通行しにくいとの地域の声があるので、売買は慎重にやっていただきたいという意見がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で、原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第144号、指定管理者の指定について（飛騨古川桃源郷温泉、ぬく森の湯すば一ふる）から議案第156号、指定管理者の指定（飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデン）について申し上げます。

これら13案件は一括議題とし、審査を行いました。

冒頭、議案説明のあと、株式会社飛騨ゆいの目論見書の説明があり、質疑では、まつり会館を飛騨ゆいに移行するような考えはないかとの質問に対し、施設統合の検討はしているが結論は出ていない。今回、通販で酒類の取り扱いができるよう通販事業を飛騨ゆいに移譲するものであるとの説明がありました。

また、今回の指定管理者の指定は、新しい会社「飛騨ゆい」をつくり、事業及び雇用されていた方を基本的に全て移すというもので、これまでの旧３セクを継続させるというような意味合いで、残存期間について指定管理者を指定するものであるとの説明がありました。

さらに、説明資料に記載の独立採算に関する質問では、インキュベーター事業を独立採算とするもので、すべての施設を独立するものではないとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で、１３案件は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 森下真次 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

これで質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認め、自由討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第１３１号から議案第１３７号ならびに議案第１４４号から議案第１５６号まで、以上２０案件については、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決を行います。

これら２０案件について委員長の報告は可決であります。これら２０案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、これら２０案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第３５ 議案第１３８号 平成２７年度飛騨市一般会計補正予算（補正第４号）
から

日程第３８ 議案第１４１号 平成２７年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算
（補正第３号）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第３５、議案第１３８号、平成２７年度飛騨市一般会計補正予算（補正第４号）
から、日程第３８、議案第１４１号、平成２７年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補
正予算（補正第３号）まで、以上４案件を会議規則第３５条の規定により、一括して議
題といたします。

４案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の
審査報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。

予算特別委員会の審査の経過、および結果の報告につきましては、議員全員で構成す
る予算特別委員会でありましたので、会議規則第３９条第３項の規定により、委員長報
告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。

よって、本案にかかる委員長報告は省略をいたします。これより自由討議を行います。
自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論に入りますが、議案
第１３８号から議案第１４１号までの４案件については、討論の通告がありませんので、
討論を終結し採決を行います。

議案第１３８号から議案第１４１号までのこれら４案件について、委員長の報告は可
決であります。これら４案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませ
んか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。

よって、これら４案件は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第３９ 議案第１５７号 飛騨市固定資産評価員の選任につき同意を求めることに
ついて

◎議長（葛谷寛徳）

日程第３９、追加議案であります。議案第１５７号、飛騨市固定資産評価員の選任に

つき同意を求めることについてを議題といたします。説明を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは議案第１５７号の、飛騨市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

下記のものを飛騨市固定資産評価員に選任したいから、地方税法第４０４条第２項の規定により、議会の同意を求める。氏名、小倉孝文。生年月日、昭和３０年６月２５日。住所、飛騨市宮川町杉原６３１番地。提案理由でございますが、人事異動に伴います改選でございます。なお、略歴につきましては裏面に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第１５７号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１５７号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより自由討議を行います。自由討議はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１５７号は原案のとおり同意されました。

◆日程第４０ 議案第１５８号 飛驒市クリーンセンター復旧工事（プラント設備その２）
の請負契約の締結について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第４０、議案第１５８号、飛驒市クリーンセンター復旧工事（プラント設備その２）の請負契約の締結についてを議題といたします。説明を求めます。

〔環境水道部長 藤井義昌 登壇〕

□環境水道部長（藤井義昌）

それでは、議案第１５８号についてご説明をいたします。

市は工事の請負契約を次のとおり締結する。１、契約の目的、飛驒市クリーンセンター復旧工事（プラント設備その２）でございます。２、契約の方法、随意契約。３、契約金額、１億８、５７６万円でございます。４、契約の相手方、大阪府大阪市此花区西九条５丁目３番２８号、エスエヌ環境テクノロジー株式会社、代表取締役、下田栖嗣。５、工事の場所、飛驒市古川町谷地内。６、工事の概要、プラント設備復旧工事一式でございます。

なお、仮契約は１２月１１日に締結しております。

本工事は焼損物件の内、プラント設備部分を復旧するものでございます。今議会の一般質問への答弁でもございましたように、順調に進みますと来年３月に試運転を実施できる予定でございますが、再発防止対策などを追加または変更となることを想定しておりますため、その対策内容によっては工事の進捗に影響が出る場合もございます。以上よろしくお願いします。

〔環境水道部長 藤井義昌 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第１５８号につきましては委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１５８号は委員会付託を省略することに決しました。

これより自由討議を行います。自由討議はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第158号は原案のとおり可決されました。

◆日程第41 発議第5号 飛騨市議会委員会条例の一部を改正する条例について
から

日程第43 発議第7号 飛騨市議会広報広聴委員会規定の一部を改正する訓令について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第41、発議第5号、飛騨市議会委員会条例の一部を改正する条例についてから、日程第43、発議第7号、飛騨市議会広報広聴委員会規定の一部を改正する訓令についてまでの3案件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

〔議会運営委員長 山下博文 登壇〕

●議会運営委員長（山下博文）

それでは発議第5号、第6号、第7号の3案件を一括提案いたします。飛騨市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり発案する。提案理由、飛騨市議会議員定数の変更に伴い常任委員会及び議会運営委員会の定数を変更するための改正です。

要旨を説明いたします。改正の内容、（1）常任委員会の委員定数の変更。議員定数の改正に伴い、総務常任委員会委員定数を9人から7人に、産業常任委員会委員定数を8人から7人にそれぞれ改正するもの。（2）議会運営委員会の委員定数の変更。議員定数の改正に伴い、議会運営委員会委員定数を7人から6人に改正する。施行日、平成28年3月7日。

次に発議第6号、飛騨市議会政治倫理審査会規定の一部を改正する訓令を別紙のとおり発案する。提案理由、飛騨市議会委員定数の変更に伴い委員の定数を変更するための改正。要旨にて説明をいたします。改正の内容、飛騨市議会政治倫理審査会委員定数を9人から8人に改正するもの。施行日、平成28年3月7日。

発議第7号、飛騨市議会広報広聴委員会規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり発案する。提案理由、飛騨市議会議員定数の変更に伴い委員会の定数を変更するための改

正。要旨にて説明をいたします。改正の内容、広報広聴委員会委員定数を８人から７人に改正するもの。施行日、平成２８年３月７日。以上です。

〔議会運営委員長 山下博文 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論は番号を述べてから行ってください。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結し、これより一括して採決いたします。発議第５号、発議第６号および発議第７号の以上３案件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、これら３案件は原案のとおり可決されました。

◆日程第４４ 発議第８号 飛騨市議会会議規則の一部を改正する規則について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第４４、発議第８号、飛騨市議会会議規則の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

〔議会運営委員長 山下博文 登壇〕

○１５番（山下博文）

発議第８号、飛騨市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり発案する。提案理由、近年の男女共同参画の状況にかんがみ、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、標準市議会会議規則が改正され、女性議員が出産を理由に欠席できる規定が明記されたことに伴い、所要の改正を行うもの。要旨にて説明をいたします。改正の内容、（１）会議欠席の届出、出産に伴う議会の欠席に関する規定を明記するもの。（２）委員会欠席の届出、出産に伴う委員会の欠席に関する規定を明記するもの。施行日、平成２８年３月７日。以上です。

〔議会運営委員長 山下博文 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

◆日程第45 意見第2号 安全保障関連法案について慎重な運用を求める意見書

◎議長（葛谷寛徳）

日程第45、意見第2号、安全保障関連法案について慎重な運用を求める意見書を議題といたします。説明を求めます。

〔5番 野村勝憲 登壇〕

○5番（野村勝憲）

意見第2号について説明いたします。安全保障関連法案について慎重な運用を求める意見書。上記事件について別紙のとおり発案する。平成27年12月16日提出。提出者、飛騨市議会議員、野村勝憲。賛成者、飛騨市議会議員、前川文博、賛成者、飛騨市議会議員、山下博文。我が国は、戦後70年、日本国憲法の下で、いかなる戦闘行為にも加わることなく、平和の歩みを続けて今日に至っています。

国会では9月19日に参議院本会議において、安全保障法制関連法案が成立しました。

今回の法制整備は我が国の防衛・安全保障の根幹に関わり、国民生活にも強く影響をおよぼす重要な問題であることを鑑み、政府は今後も国民の不安や疑念を払拭するために、説明責任を果たすとともに、憲法の理念として尊重されてきた立憲主義、平和主義との関係を念頭に置き、慎重な運用をされるよう強く要望します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成27年12月16日、岐阜県飛騨市議会提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、防衛大臣。以上です。

〔５番 野村勝憲 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、意見第２号につきましては委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。

よって、意見第２号は委員会付託を省略することに決しました。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

○１２番（谷口充希子）

この意見書について私は去る１０月３１日、小野寺元防衛大臣のお話を聞く機会に恵まれました。意義深いお話をたくさん聞くことができました。日本は戦後７０年平和な歩みを続けております。世界でも平和な国日本というふうに認識され、観光客も年々増加しております。しかし、ここ数年、近隣諸国の脅威には脅かされることも度々あることが現実です。今回の安全保障関連法案の成立はさらなる抑止力に繋がることは明明白白の事実です。この法案成立後、日中・日韓首脳会議が行われたことは皆さまも御存じのことと存じます。日本国民が安心して安全に生活でき未来に向かって日本の平和が続くための法案と確信しております。よって、この意見書の提出には反対いたします。以上です。

◎議長（葛谷寛徳）

次に、賛成討論はありませんか。

○１７番（籠山恵美子）

私はこの意見書に賛成をいたしたいと思います。私は、議員としての個人的な考えとしてはこの法案が９月の１９日に強行採決されたことには大変不満をもっております。

数を頼みに成立してしまったわけですが、全国からやはり国民の大変不安な声が届いております。この飛騨市議会におきましても市民との意見交換会の中で「飛騨市議会としてもなんとしてでもこの安全保障法制に関する意見書を出して欲しい。なぜ出さないのか」という意見もありました。この意見書案の中身を読みますと、私個人としまして

はぜひともできてしまった法制については廃止を願っておりますが、それでも意見書の中身はきちんと立憲主義それから平和主義この関係を念頭において慎重な運用をして欲しいという内容が盛り込まれております。私は、このことは大変大事だと思っています。

今、谷口議員がおっしゃった中身はどうもよく理解できません。この成立された安全法制が、「さらなる抑止力となるのは明明白白」だとおっしゃいました。その法案ができてしまいましたが、その運用については慎重な運用をされるよう強く要望願いたいという意見書ですから、そんなに内容としては齟齬があるものではないと思っています。

そもそも憲法9条では武力を持たない。交戦権を持たないということが明記されているわけです。この憲法の下にある法律が憲法を無視して、戦争ができる内容にしてしまったということが国民にとっては大変問題であり、そのことを心配しているわけです。憲法の上にある法律が憲法を無視して運用されることのないよう慎重にということです。

私個人の意見は別としても、いろいろな立場の議員がいるわけですからその中で最大公約として成立してしまった法律に対して慎重な運用をされるよう強く要望するということはとても大事なことだと思います。よって、私はこの内容にはみんなが賛成すべきであると思っています。私も賛成したいと思っています。以上です。

◎議長（葛谷寛徳）

他に討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

これで討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（葛谷寛徳）

賛成者多数です。

よって、意見第2号は原案のとおり可決されました。

◆日程第46 意見第3号 TPP合意内容が国内農業に及ぼす影響の分析開示と万全な国内対策を求める意見書

◎議長（葛谷寛徳）

日程第46、意見第3号、TPP合意内容が国内農業に及ぼす影響の分析開示と万全な国内対策を求める意見書を議題といたします。説明を求めます。

〔10番 森下真次 登壇〕

○10番（森下真次）

意見第3号、TPP合意内容が国内農業に及ぼす影響の分析開示と万全な国内対策を求める意見書。上記事件について別紙のとおり発案する。平成27年12月16日提出。提出者、飛騨市議会議員、森下真次。賛成者、飛騨市議会議員、谷口充希子、同じく中

嶋国則。裏面をご覧いただきたいと思います。

T P P（環太平洋経済連携協定）交渉の閣僚会議は、10月5日に大筋合意内容を発表した。

その内容は農林水産分野重要5品目のうち、米については関税を維持したものの、米国及び豪州に対する無関税枠設定がなされ、牛肉・豚肉・乳製品においては関税撤廃もしくは段階的な引き下げが行われ、国内農業者から不満の声が多く聞かれる。

よって、国においては、この協定の交渉結果が農業を始め地方経済に与える影響を詳細に分析・開示すると共に、生産現場での不安払拭と経営安定対策が確実に実施されるよう、政府が決定した「総合的なT P P関連政策大綱」の確実な実行を強く求め、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成27年12月16日、岐阜県飛騨市議会。提出先につきましては衆議院議長以下、記載のとおりです。

このことに関しまして特に飛騨市におきましては、米、飛騨牛の生産が行われております。ここに書いてある内容を持って意見書を提出したいと思っておりますので議員皆さまの賛成のほどをよろしくお願いしたいと思います。

〔10番 森下真次 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

○17番（籠山恵美子）

大変な局面でありますし、この機会ですので念のために提出者の方から説明を願えればありがたいと思います。

「総合的なT P P関連政策大綱の確実な実行」とは分かりやすく言うとうどういう内容でしょうか。確認させていただきたいと思います。

○10番（森下真次）

広く各分野の方でそういうことが謳われておりますが、農業に関して言いますと攻めの農林水産業への転換、経営安定、安定供給のための備え、それから対策の勧め方。対策の効果検証、検討の継続というようなことが大きい項目で謳われております。

最初の攻めの農林水産業への転換というところでは、高品質な我が国、農林水産物の輸出と重要フロンティアの開拓ということでこの中で米の輸出拡大を図っていくというようなことが謳われております。それから、肉に関しまして、経営安定、安定供給のための備えというところで肉用牛の飼育経営安定特別対策事業、牛マルキンというそうですが牛を出荷しまして、全国平均の価格を下回ったときにその差額の8割を今補助するというふうになっておるようですがこれを9割に上げていくというような対策が講じられてその中に謳われておるというところでご理解を頂きたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

他に質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております、意見第３号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、意見第３号は委員会付託を省略することに決しました。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、意見第３号は原案のとおり可決されました。

◆日程第４７ 総務常任委員会調査報告について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第４７、総務常任委員会調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可します。

〔総務常任委員長 前川文博 登壇〕

●総務常任委員長（前川文博）

総務常任委員会の調査結果報告を行います。

５月１４日に所管事業調査、７月７日に管内視察、８月２５日、２６日に管外視察を行いました。

最初に管内視察について報告いたします。

７月７日に市民福祉部関係１箇所、消防本部関係１箇所、教育委員会関係３箇所の施設及び管理運営状況等を視察し、現地視察終了後、当委員会の取りまとめを行いましたので、主な内容につきまして報告をさせていただきます。

神岡図書館の移転につきましては、神岡振興事務所の１階に移転し平成２８年春の開館を目指しているとの説明を、耐震工事中の振興事務所１階で説明を受けました。蔵書数は現在の３万３，０００冊から古い本など６，０００冊を減らし、新しい本を３，０

00冊購入し3万冊でスタート。順次新しい本を購入していき、3万3,000冊にする。雑誌の種類も増える。学習スペースは窓側に設置する。静かな図書館ではなく少し音がしてもいいと考えているとの説明がありました。委員からは、図書館の音に気を使ってもらったほうがいいとの意見がありました。

考古民俗館では展示品の状況、収蔵庫の管理状況を視察しました。展示室の地下では、土器の製作などの体験ができる。他の施設にあるものを集約してここで管理していくとの説明を受けました。委員からは、山樵館と考古民俗館の2つに市の物を一体的にまとめたらいいい。同じものは必要な数に整理されたほうがいい。立派な収蔵庫もあるので集約することは効果がある。市全体を捉え、名称の変更も検討したらどうかとの意見がありました。

消防本部では、消防無線指令台、訓練状況を視察しました。訓練状況については雨天のためDVDによる説明となり消防無線指令台については実際に119番通報から始まり、通報者の位置の特定、各消防署、分署及び救急車の移動系の通信について実際に訓練として運用しているところを視察しました。委員からは、デジタル化され出動時間の短縮や、古川、神岡、宮川間の移動車両同士の通信も可能になるなど良くなったとの意見がありました。

その他、飛騨吉城特別支援学校、養護老人ホーム和光園の現地視察も行いました。

当委員会で行いました管内視察につきましては、お忙しい中、飛騨吉城特別支援学校長をはじめ職員の皆様、和光園の職員の皆様、担当部署、担当職員の皆様の丁寧な説明とご対応によりまして有意義な調査ができましたことに、心より感謝を申し上げ、この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

次に管外視察について報告します。

8月25～26日に健康と福祉をテーマに、新潟県長岡市、長野県松本市の2市を訪問し説明を受けました。

長岡市では、多世代健康まちづくりとして、タニタと共同で健康づくり事業を始めました。介護や生活習慣病の予防が大きな課題であると捉え、健康な生活習慣を幼少期から身につけ、青年期、壮年期の生活習慣病のリスク軽減と、高齢者の介護予防に取り組むことで健康寿命の延伸を図ることが重要であることから、健康づくりの拠点「タニタカフェ」を中心市街地に開設。タニタの最新機器を導入し、一人ひとりのきめ細やかな体内データを積み重ねます。また、ヘルシーなカフェメニューの提供を行い、体組成計で健康度チェックし管理栄養士等がアドバイスする健康相談コーナーも設置。同時にながおかタニタ健康クラブも設立し入会金は3,000円。健康ポイントをためると地元での買い物割引やスポーツ観戦チケットに交換でき、健康になればなるほど得点が得られるようになっていきます。さらに、市内を14地区に分けウォーキングや食育講座、タニタ弁当の会食など「運動」「食事」「休養」を良質でバランスよく実践でき、楽しみながら取り組めるメニューを取り揃えた健康づくりセミナーの実施をしています。

松本市では、健康寿命延伸都市・松本創造プロジェクトとして、「3Kプラン」（健康づくり・危機管理・子育て支援）を重要課題と位置づけ、さらに充実、発展させ地域経済の活性化に取り組んでいます。35行政区に健康づくりセンターを設置しています。

協会健保との連携では、企業と協定を結び生活習慣病予防対策に取り組んでいます。また、特典としてポイント制を導入し、市民の参加を促しています。ポイントの景品は企業から提供してもらい、企業の協賛イベントなどで市民の意識向上を図っています。

企業との連携では、松本信用金庫が「健康寿命延伸特別金利定期預金」を発売。年度ごとに通算3回健康診断を受診すると温水プール利用券を発行。3年連続受診した場合にディズニーリゾート利用券などの懸賞を特典として準備。信金の営業活動を通じて預金者へ健康診断への受診の啓発にもつながっています。また、ローソンと連携し、店舗の駐車場で保健師等による「まちかど健康診断」を実施しています。

両市とも健康な人が増えることにより医療機関に通院する国保加入者が減少することで、長期的には国保会計の改善を目指しているものであり、飛騨市も取り入れるべきものがあると認識しました。

以上、簡単ではございますが、総務常任委員会の調査報告を終わります。

なお、議長あてへ委員会調査報告書は提出済みでありますのであわせて報告します。

〔総務常任委員長 前川文博 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑なしと認めます。これで総務常任委員会の調査報告を終わります。

◆日程第48 産業常任委員会調査報告について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第48、産業常任委員会調査報告についてを議題といたします。

産業常任委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可します。

〔産業常任委員長 森下真次 登壇〕

●産業常任委員長（森下真次）

産業常任委員会の調査結果を報告いたします。

5月15日に所管事務調査、7月8日に管内視察、8月10日～11日に管外視察を行いました。

最初に管内視察について報告いたします。

トマト研修施設、リサイクルセンター、吉城高校、神岡高校を視察しましたがこのとき委員よりいろいろな意見がありました。主なものについて報告します。

トマト研修施設では、3人の研修生の内2人は市外から来ており、3年目からの就農

についても飛騨市内でのトマトづくりを目指しているとのことであり、この事業の目的が生かされていることを確信した。就農後の冬季対策で新規生産品の取り組みや就業先の確保が必要だ。トマト作りに必要な土地を確保できる工夫が必要である。

リサイクルセンターでは回収したプラ資源に汚れているものが混ざっている梱包が見受けられた。市民への定期的な指導、PRが必要ではないかと感じた。クリーンセンターとリサイクルセンターが隣接する合理性を評価する。リサイクルセンターを1か所に集約し、職員の配置、機械の設置、資源物の搬出頻度等作業効率の改善と経費の縮減が実現されていることを感じた。

吉城高校では今後、どの学校でも定員割れが心配されることになるため、学校だけでなく、自治体・地域全体で考えていく必要がある。YCKプロジェクト（吉城高校地域キラメキ）と説明されましたが、地域の多くの皆さんに学校を知ってもらえる機会であり、また、生徒は自分の進路を考えるためにも良い経験になるのではないかと感じた。この活動をもっとPRすべきではないか。

神岡高校では在校生は少ないが、それを最大限に生かした教育がされている。生徒たちは、われわれ議員を意識することなく楽しそうに授業を受けていた。その中であいさつをしてくれる生徒もいたことに感心した。

そして、2校に共通した意見では、飛騨市の大切な学校として、多くの市民に現状を知っていただき、私たちも全力で支えなければならぬと感じた。定員割れがあるが、生徒及び教職員からはそのことによる暗いイメージは感じられなかった。むしろ明るい雰囲気での授業の進み具合を感じた。県立高校であり、議会の中でも話題が少なく、常に授業参観は可能というような情報が伝わりにくい。関係する人たちだけの高校となり、地域の高校であることが薄れていると感じた。以上のような意見がありました。

また、管外視察では岡山県西栗倉村及び滋賀県米原市のいぶきグリーンエナジー（株）を訪れ、西栗倉村では市内に設立されました（株）飛騨の森でクマは踊ると市との関係を考えるために、また、いぶきグリーンエナジー(株)では主に廃材を利用した木質バイオマス発電について調査しました。

西栗倉村では、村と（株）トビムシが共同で設立した地域商社「株式会社 西栗倉・森の学校」は、地場産品の企画・販売、マーケティングを手がけているが、村からの出資は低く抑えている。共有の森ファンド（1口5万円、最高10口）を設立し資金を集め、林業機械等の購入にあてながら、百年の森事業を進めている。（株）西栗倉・森の学校と行政とは常に連絡をとっているが、行政は経営に関しては口を出さない姿勢は飛騨市にとって大いに参考となる。村に専門家を置き、説明会・懇談会を頻繁に開催し、住民と一体となった取り組みと感じた。

いぶきグリーンエナジー（株）では飛騨市においても、豊富な森林と森林に放置された間伐材等（バイオマスエネルギーの利用を進めるべきだと感じた。市では廃材利用の発電は無理と感じた。豊富な水を使った小水力発電を推進するべきであり、間伐材は生

活に利用すべきと感じた。地域資源を生かし事業を起こすことは、小さなことでも地域に活気を生み出すことを強く感じ、日ごろから地域に対してアンテナを張る必要性を感じた。などの意見がありました。

本年行いました調査をしっかりと自分のものとして飛騨市の活性につなげていきたいと考えています。以上で報告を終わります。

〔産業常任委員長 森下真次 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑なしと認めます。これで、産業常任委員会の調査報告を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

△市長（井上久則）

それでは12月1日に開会しました定例会の閉会にあたりまして一言挨拶を申し上げたいと思います。

今議会では一般会計、特別会計の補正予算をはじめ、多数の案件につきまして16日間にわたり慎重な審議をいただき適切なご決定を賜りました。誠にありがとうございます。

なお、今議会につきましては私ごとではございますが、3月に退任することになりまして最後の議会であります。前回の一般質問の時も申し上げましたように、これまで32回の議会を開催を頂き380人余りの議員の皆さんと項目では1,000項目以上の一般質問を受け、意見を交わしてきたところです。

私は、平成20年3月7日に就任させていただきまして、私の信条といたしましては質実剛健としてこの8年間、ひたすらこの飛騨市の発展のために邁進をさせていただいたと思っております。この評価につきましては市民がしていただくことですが、私なりに評価をさせていただきますと、今の信条を元に飛騨市が市民の為にいい飛騨市になるために一生懸命がんばらせていただいた。このことの一言に尽きると思います。

しかしながら、中身につきましては本当に波乱万丈という言葉がぴったりな8年間でもあったと思います。いろんなことが起きた訳ですが、市の職員と一丸となってそういった問題に取り組んできた結果、議員の皆様にも応援をいただきながら8年間が過ぎたということです。そのおかげでしっかりと土台は作り上げてこれたというふうに自負しておるところでございます。この上に何を作るかということになりますと今度の新しい指導者の元、素晴らしい飛騨市が出来上がってくることを願うだけでございます。どうか議員の皆様におかれまして、今議会で退任をされる方、また次回の選挙に出馬される方いろいろあらうかと思いますが、今までこの8年間、一緒に歩んできた飛騨市

がますます発展しますように、またいろんな立場からご支援、ご協力を賜ることを願うわけですが、私もこういった場所を離れるわけですが、私なりにこの飛騨市の発展のために別の意味で応援をさせていただきたいと思っておるところでございます。

議会に対してもいろんな思いはあるわけですが、去る者はいろんなことを言ってもなんの意味もございませんので、改めて皆様方にこの８年間のご支援、ご協力に厚く厚く御礼を申し上げまして私からのご挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎議長（葛谷寛徳）

以上で市長の発言が終わりました。それでは私から高い席からではございますが閉会にあたり一言お礼申し上げます。

１２月１日から本日まで１６日間の１２月議会が皆様方のご協力によりまして滞りなく終了しましたことを心から御礼申し上げます。井上市長におかれましては１０月に退任表明されまして勇退されますが２期８年間にわたり、飛騨市発展のためにひたすらご尽力いただきましたことを心から感謝申し上げます。

私達議員にとりましても任期最後の議会でありました。任期まで後２ヶ月ですがこの４年間お互いに切磋琢磨して市民の幸せのために努力してきたものと思います。この間、これまでご協力いただきました幹部職員の皆様方に改めて御礼申し上げます。最後に市民の皆様方のご健勝を御祈念申し上げまして御礼のご挨拶を申し上げます。

それでは、本日の会議を閉じ１２月１日から１６日間に渡りました、平成２７年第７回飛騨市議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（ 散会 午後３時５６分 ）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷 寛徳

飛騨市議会議員（２番）

中嶋 国則

飛騨市議会議員（３番）

田中 清安